

学習指導要領の改訂にあたり、歯止め規定の撤廃と包括的性教育の導入を求める 意見書

私たちは地方自治体の議員として、地域で子どもたちや保護者、学校現場の声に日々接している。性暴力や性被害、望まない妊娠、デートＤＶ、性的同意に関する誤解、教職員による性暴力など、子どもたちを取り巻く課題は、近年ますます複雑化、深刻化している。

こうした問題を解決するため、一部の地方自治体では、助産師や医師、保健師などの専門職と連携した授業や、子どもの権利の視点に立った教育実践など、それぞれの地域で工夫を重ねた取組が進められている。しかし、現行の学習指導要領には、小学校理科における「人の受精に至る過程は取り扱わない」、中学校保健体育における「妊娠の経過は取り扱わない」という記載が性交等について取り扱わないと解釈されている、いわゆる歯止め規定が存在するため、多くの自治体では性教育に関して学校現場が内容や表現に過度な配慮を求められる状況がある。

性教育は、単なる生殖や疾病予防の教育ではなく、自分の身体を大切にすること、相手の人権を尊重すること、多様性を理解すること、暴力や搾取から自分や他者を守ることを学ぶ、人権教育そのものである。ＵＮＥＳＣＯの国際セクシュアリティ教育ガイダンスは、年齢や発達段階に応じた包括的な性教育が、子どもの健康と尊厳を守り、ジェンダー平等の実現や性暴力の防止、望まない妊娠や性感染症の予防に寄与することを示している。

子どもたちは、正確な知識を得られないまま、インターネットやＳＮＳ上の不確かな情報、暴力的な性的画像や動画、性的搾取のリスクにさらされている。大人が教えないことは、子どもを守ることにはつながらない。むしろ、発達段階に応じた正確な知識と、人権を基盤とした学びを保障することこそが、性加害や性被害を防ぎ、全ての子どもの尊厳を守ることにつながるのである。

よって、本市議会は、国に対し、次期学習指導要領の改訂にあたり、次の事項を強く要望する。

- 1 現行学習指導要領における、性交等を取り扱わないと解釈され、学校現場で必要な指導の萎縮につながっているとされる、いわゆる歯止め規定を撤廃すること。少なくとも、学習指導要領解説、通知、Ｑ＆Ａ等において、性交、避妊、妊娠、性感染症、性的同意、性暴力予防等の必要な性に関する学びを一律に制限するものではないことを明確化すること。
- 2 子どもの権利、身体の自己決定権、性的同意、性暴力及び性被害の防止、デートＤＶ、インターネット上の性的被害、多様な性の在り方、ジェンダー平等を含む包括的性教育を、発達段階に応じて児童生徒のウェルビーイングを支える集団教育における学びとして、学習指導要領に明確に位置づけること。
- 3 包括的性教育を適切に実施できるよう、教職員への研修を充実させるとともに、学校現場の実情に応じて、助産師、医師、保健師等の専門職や外部講師との連携による授業を推進し、講師費用等の予算措置をすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
文部科学大臣
スポーツ庁長官

座間市議会議長 松橋 淳郎